

教職課程認定基準

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成16年6月23日
一部改正 平成18年7月31日
全部改正 平成19年5月10日
一部改正 平成20年6月10日
一部改正 平成20年12月24日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) ただし、共同教育課程において課程認定を受ける場合には、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (5) 課程認定委員会は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織等（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 教職課程は、認定を受けようとする学科等大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに、学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

- (3) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。
- (4) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (5) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

- (1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。
この場合において、大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下単に「共同教育課程」という。）を編成する大学（以下「構成大学」という。）については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。
なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。
また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。
- (2) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (4) i) (※2)、4-4 (4) i) (※2)、4-9 (2) vi) の場合を除く。
- (5) 「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、又は「養護に関する科目」それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- (6) 専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

また、短期大学の専攻科における必要専任教員数は、大学（短期大学の専攻科を除く）の学科等について、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。なお、短期大学の専攻科の専任教員は、短期大学の学科等の専任教員をもってあてることができない。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2（3）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育及びこれら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目（以下「幼稚園全教科」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5教科以上、二種免許状の課程認定を受ける場合は4教科以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。
- (2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- (3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

教科に関する科目	教職に関する科目
幼稚園全教科のうち、3教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上
合計3人以上	合計3人以上

(注) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

- (2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合においては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- (3) 「教職に関する科目」において、「教育課程及び指導法に関する科目」の「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、各教科の指導法に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- (4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

教科に関する科目	教職に関する科目
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に限る。）〕において1人以上
合計5人以上	合計3人以上

(注) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条表に定める科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等（以下「他学科等」という。）又は当該学科等を有する学部以外の学部学科等（以下「他学部他学科等」という。）において開設する授業科目をあてることができる。
- ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。
- (3) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場

合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(4) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。ただし、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 教職に関する科目

中学校教諭の教職課程の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人以下	2人以上
801人～1,200人以下	3人以上
1,201人～	4人以上

※ 専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心

- 身の発達及び学習の過程を含む。))を除く。]」において1人以上
- ・[「教育の基礎理論に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。))に限る。」「教育課程及び指導法に関する科目]」において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群(「 」内の科目)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条表に定める科目の半数まで、他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてることができる。
- ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。
- (3) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目(「教職の意義等に関する科目」など)ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- (4) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
- i) 教科に関する科目

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上

水産	4人	以上
福祉	4人	以上
職業指導	2人	以上
英語	3人	以上
宗教	3人	以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。ただし、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 教職に関する科目

4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

- (5) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、免許法附則第11項にかかわらず、「教職に関する科目」は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「特別支援教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第7条表に定める科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条表に定める科目のうち、「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条表に定める科目のうち、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」（当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる	視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由	病弱者に
----------------	-------	-------	-------	-------	------

特別支援教育に関する科目		特別支援教育領域		に関する教育	に関する教育	に関する教育	者に関する教育	に関する教育
		に関する教育	に関する教育	に関する教育	に関する教育	に関する教育		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		1人以上						
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上				

4-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 「養護に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に定める科目ごとに開設されなければならない。
 なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。
- (3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
 - i) 養護に関する科目
 養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、このうち、科目「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」には、専任教員を1人以上置かなければならない。
 - ii) 教職に関する科目
 4-3（4）ii）に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

- (1) 「栄養に係る教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条の3に定める事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。
- (2) 栄養教諭の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、4-3（4）ii）に定めるとおりとする。

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する科目、養護に関する科目

i) 「教科に関する科目」は、小学校全教科・幼稚園全教科のうち、同一の教科に関する授業科目については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。また、「教科に関する科目」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) 教職に関する科目

i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii)、「教育課程及び指導法に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」のうち「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「教育実習」については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iii) 「教職実践演習」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(3) 「教科に関する科目」、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区分	教科に関する科目	教職に関する科目
----	----------	----------

幼稚園教諭の教職課程を置く場合	4-1 (3) の場合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」において1人以上 ・「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」において1人以上 <p style="text-align: right;">合計2人以上</p>
小学校教諭の教職課程を置く場合	小学校全教科のうち、4教科以上それぞれにおいて1人以上、合計4人以上	4-2 (4) の場合と同じ

(注) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、教科に関する科目及び教職に関する科目の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-9 同一学科等又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。~~に、教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例については、以下のとおりとする。~~

(1) 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、4-3 (2) 及び4-4 (2) の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。

(2) 教職に関する科目

~~なお、~~複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50 km を超える場合は、団地ごとに、「教職に関する科目」が開設されなければならない。

- i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」)については、以下のとおりとする。
 - ① 「教育課程の意義及び編成の方法」「特別活動の指導法」(養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」)「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
 - ② 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。
 - ① 中学校(国語)の教科の指導法の一部(書道)と高等学校(書道)の教科の指導法
 - ② 中学校(社会)の教科の指導法の一部(地理歴史)と高等学校(地理歴史)の教科の指導法

- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
 - ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
 - ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
 - ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法
 - ③ 「道徳の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- iii) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）については、以下のとおりとする。
- ① 「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
 - ② 「進路指導の理論及び方法」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- iv) 「教職実践演習」については、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- v) 「教育実習」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- vi) 「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2（3）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(4)i)に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(4)i)に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「養護に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条の5に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年^{文部省}厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）」に開設する授業科目は、「栄養に係る教育に関する科目」と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、

専任教員の配置にあたっては、4-3 (4) ii) ※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

- i) 大学院等の1つ以上の研究専攻等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する科目」については4-9 (1)を、「教職に関する科目」については4-9 (2)を準用する。
- ii) 大学院等の同一の研究専攻等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
 - ① 教科に関する科目、養護に関する科目
 - (イ)「教科に関する科目」は、4-8 (1) i) を準用する。
 - (ロ)「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、4-8 (1) ii) を準用する。
 - ② 「教職に関する科目」については、4-8 (2) を準用する。
- iii) 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。
- iv) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。）（以下「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の研究科専攻等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、大学院等の研究科専攻等の教職課程の専任教員については、大学のみの学科等の教職課程の専任教員をもってあてることができる。
- v) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。
- vi) 認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等が、独立大学院の研究科専攻等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の教職課程を有する研究科専攻等の専任教員については、当該研究科専攻等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- i) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「教職に関する科目」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- ii) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「特別支援教育に関する科目」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限り

ではない。

7 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合の特例

一部及び二部において、同一の免許状の種類課程の認定を受ける場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員数については、当該両部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

8 通信教育の課程への特例

- i) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。
- ii) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

9 その他の特例

- i) 複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50 kmを超える場合で、かつ、「教職に関する科目」について、大学設置基準第25条第2項又は短期大学設置基準第11条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「教職に関する科目」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。
- ii) 同一学科等において、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の両方の教職課程の認定を受けようとする場合、4-8(2) i) iii) の場合を除き、各課程において、この基準の定める必要専任教員数を満たさなければならない。
ただし、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する科目」の担当教員が、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する科目」を担当できると認められる場合は、初等教育教員養成の教職課程の必要専任教員数から1人を差し引いた数までは、中等教育教員養成の「教職に関する科目」の専任教員とすることができる。

10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

11 教育実習、養護実習及び栄養教育実習

- i) 教育実習及び養護実習については、以下の表に定めるところにより、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

区 分	必 要 学 級 数 等
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合

- ii) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。
 なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。
- iii) 通信教育の課程における教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。
- iv) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

1 2 適用時期

本基準は、平成 21 年度から申請校に適用する。